

会 議 録

会議名 (審議会等名)		令5年度 第1回 川西市人権施策審議会		
事務局 (担当課)		市長公室 人権推進多文化共生課 内線(2412)		
開催日時		令和 5年 7月12日(水) 午前10時~12時		
開催場所		川西市総合センター・2階集会室		
出席者	委員	・岡委員 ・大矢根委員 ・石元会長 ・藤井委員 ・笹倉委員 ・南委員 ・前田委員 ・松木委員 ・石田委員 (欠席)安田委員・西垣委員		
	事務局	・市長公室長 ・市長公室副公室長兼人権推進多文化共生課長 ・総合センター所長 ・総合センター所長補佐 ・人権推進多文化共生課長補佐 ・人権推進多文化共生課主事		
傍聴の可否	<input checked="" type="checkbox"/> 可・不可・一部不可	傍聴者数	1人	
傍聴不可・一部不可 の場合は、その理由				
会議次第	1. 開会 2. 委員の委嘱 3. 正副会長の選出 4. 会長あいさつ 5. 審議事項 ①人権行政推進プランに基づく各種人権施策の実績について ②人権行政推進プランに基づく施策・業務の点検(人権チェック)について ③総合センターの運営について ④「人権問題に関する市民意識調査」について ⑤川西市総合センターのあり方について 6. その他(事務連絡等) 7. 閉会			
会議結果	別紙-審議要旨のとおり			

	<p>《進行》</p> <ul style="list-style-type: none"> ○各委員へ松木副市長より委嘱書を手渡す。 ○正副会長の選任 ○会長に石元委員 副会長に西垣委員が承認される。 ○石元会長、就任のあいさつ。
会 長	それでは、議事を進めていくことにいたします。事務局から説明よろしくお願ひいたします。
事務局	審議事項1、人権行政推進プランに基づく各種人権施策の実績について。 審議事項2、人権行政推進プランに基づく施策業務の点検、人権チェックについて。
	資料にもとづき説明
会 長	人権施策の実績報告について、質問、意見等あれば、どうぞ。
委 員	大体、例年どおりか、特に昨年度から始めたというような事業はないのですか。
事務局	大体例年どおりですが、特に去年度は、北朝鮮拉致問題の舞台劇を実施しました。 この事業は単発ものですが。 他には、平和関係で「折り鶴平和大使派遣事業」を3年ぶりに実施しました。
委 員	平和で、県内の他市で、同じようなことやってるところは多いんですか。
事務局	西宮市が広島へ、バスをチャーターして、8月5～6日に「親子バスツアー」として実施されています。
委 員	川西市も昔は同じようにバスでやっていましたよ。 一つお聞きしますが、去年、高校生と中学生の2名が行かれて、どのような感想を持たれたのか、また、この事業が人権啓発としてどのように浸透しているのか、見えてこないが。
事務局	その件に関しましては、「広報じんけん」に体験記を載せています。 あと、昨年度からですが、市の事業である「人権週間映画会」の上映の合間を利用して、「折り鶴平和大使の活動報告会」ということで、お2人に報告していただきました。
委 員	広報誌に載せているとよく言われるが、読まれる方って知れてると思う。 広報の内容についても、高齢者の方だとか障がいを持っておられる方っていうのはなかなか、それが伝わらない部分があるかと思っておりますので、出来たらそういう方々にも分かるような良い方法がないのか、どうでしょうね。
事務局	昨年12月8日のみつなかホールで行われた映画会で、報告会を実施し、延べ1,040人の方に参加いただきました。
委 員	でも、私も見に行ったが、参加者も全然知らないじゃないですか。
事務局	昨年、初めての試みだったこともあり、確かに、ちょっと広報が不足していたと思います。

委員	その様子は、動画など、市のホームページなどで見れるのか。
事務局	戦争にまつわる体験談などは2年前からホームページに動画アップしていますが、これはしていません。
会長	この件も、いろいろな工夫は出来ないか、それも含めて考えていただきたい。
委員	<p>これは別に人権の部署だけじゃなくて全体的にずっと思ってることですが、ある事業を実施した時、その事業をやったことで、どんな効果や影響があったかを測ることが実績だと思うんです。それで、その結果を指標にして今後に活かしていくというふうにすればいいんです。</p> <p>例えば、行政って、パンフレット作って、関係機関の窓口に配るとこまでするんです。そのパンフレットが市民の手元に渡って、それからどういう影響が出たかということまではやらないんです。そして、期間が終わると、配りきれなかったパンフレットは廃棄になるんです。これらはもう昔からずっとそうなんで。全然変わってないんですね。</p> <p>今、ここですぐどうこうしてくれと言ってるわけではないです。</p> <p>あと映画も舞台も、よかったですね。たださっき言ってたように大使報告会は、全員がそろってる時にやってもらったらよかったかなと私も思います。</p> <p>動画も本当に、興味がある人には後でそれが見られるようになってるのはいいなと思います。</p>
会長	<p>はい。例えば数字となっている部分で言うと、4ページの相談事業のところ、人権擁護委員による相談件数は4で、課としての相談は8とあるが、これがその前の年と比べてどうなったのかとかいうのは表すことはできると思いますので、そういうのも入れていただいたらわかりやすいかなとは思いますがね。</p> <p>それと、相談日は、年12回ですね、6月の人権擁護委員の日と、これだけなんですか。</p>
事務局	はい。
会長	これで見ると、20日近い日をやって、この人数になってるということだと思うんですが、この4ってというのは、同じ人がまた相談した時も含めてですか。
事務局	それはないんです。それぞれ実数で4人と8人です。
会長	はい、他にどうでしょうか。
委員	感想なんですけど市民平和推進事業で「抗議文送付」が2回ありますよね。今年、ロシアによるウクライナへの侵攻や核実験への抗議文があるんだったら、防衛費大幅増額についても抗議したらいいんじゃないかと思いました。すいません。独り言ぐらいで結構です。
会長	<p>はい、他によろしいでしょうか。</p> <p>そうしましたら各部署での人権研修の実績報告なんですけど、これについて、ご意見ありますか。</p>
委員	報告書は昨年度よりは、見やすくはなっていると思いますが、その内容のところで、例えば、朝のミーティングの時間で、人権研修の報告などをそんな短い時間で伝えられるのか。また、単に、簡単な報告だけで終わっているのではないか。やっぱり人権研修を受けた以上、自分が今まで気づかなかったところや、新しい発見があったり、間違ったことに気づくとか、今後どのように自分がやっていったらいいのかということ学ぶことが人権研修だと思

	<p>うんですよ。</p> <p>人権研修のあり方として、少人数でもみんなで話し合える機会が持てるような形でやっていただけたらうれしいかなと思いました。</p>
委員	<p>はい。同じことなんですけど、ここで実績人数というのが書いてあって、例えば、13ページの市民税課なんですけど、15人全員が5回以上になっているんですね。</p> <p>しかし、課題のところを読むと、『年間を通して残業が多く、人権研修のための時間を捻出するのが困難であった。』と書いてある。困難であったら、全員5回以上というのはね、少し矛盾しますが。</p>
事務局	<p>この報告は、何かの人権研修会に参加したり、実施したとかではなく、兵庫県人権啓発協会の啓発冊子の『きずな』を読んで、各々が感想文を書いたりすることだと聞いています。</p> <p>ちなみにこの冊子は、毎月職員（各課に）に配付しています。</p>
委員	<p>ですから、実際にこの5回以上っていう意味はね、すごくいろいろと捉え方が様々だと。例えば、市民課などは、実績人数49人全員が1回ですね。そしたら市民税課は、市民課よりも、5倍以上の研修やったのかっていうと、そうとも言えないわけですよ。だから、ちょっと数値の表し方ってというのはね、何か基準がまちまちなような印象を受けるんですけど。</p>
事務局	<p>昔は課単位で、時間をとって、みんなで映画を見たり、講演会に参加したり、それについての意見交換をするっていうようなことがありましたが、今はもうそのような形ではできていないと思います。本来はしっかりと時間を取ってやるべきなんですけど、なかなか日常の仕事の中で、研修時間を取ることができていない。でもやっぱり日々、人権感覚は磨いていかなければいけないので、研修担当者の方で、いろいろと創意工夫しながらやってもらうということです。</p> <p>例えば、総合センターとか人権推進多文化共生課所有の啓発DVDとかを借りて観て、あとその感想を書いていただいて、研修1回ということにしている場合もありますし、先ほどの兵庫県が発行してる、人権情報誌などを供覧で回して、それについての感想を書いて、それを研修1回とするということもあります。</p>
事務局	<p>追加ですが、総務部の税関係ですね。5回ってというのは、『きずな』を今年度から2か月に1回になったんですが、昨年までは、毎月発行されてまして、各課に一部ずつ渡しています。それを5回以上、所属職員に感想文を書かせて、それが5回以上になった。市民課の方も、ちょっと確認出来ていませんが、同じように、『きずな』を供覧して感想文を書いたのが1回しかなかったということです。『きずな』を課内で供覧するだけでは、研修とはちょっと言えないので、個々が感想文を書くところまでやっているということです。</p>
委員	<p>今の件についてですが、今聞いたから分かることで、これだけではわからない。それと、私は先ほど副公室長が言われたんですけど、「やってもらってるんです」と、職員のことに対して言われたんですけど、人権研修するのは行政の責務だと思うんです。仕事で忙しい、時間がつかれない、だからできないって、理由にならないと思う。残業っていうのは昼間仕事をちゃんとしてね、時間内に終わるようにすれば残業しなくてもいいんですよ。市も財政難と言っているからね、職員の残業が多すぎます。</p> <p>研修は、やっぱり義務としてやっていただかなければならない。人のためじゃなくて、自分のためにもなるんですよ。自分の人権が侵害されないため、そして人を傷つけないためにね。</p> <p>それを、「やってもらってる」とかというような言葉自体、私はおかしいなと思いました。</p> <p>そういうような言葉、行政から聞くとね、何か無理矢理やっているのかということにも聞こえますわ。もう少し言葉の使い方を気を付けないとあかんよ。</p>

事務局	<p>確かに「やってもらう」という表現は、ちょっと後ろ向きな表現、ご指摘いただいたようなことになったなあと思いますので、気を付けたいと思います。</p> <p>あと、残業の関係ですけど、確かに各課も残業が多いですが、この4月からは1か月に30時間以内、年間360時間以内で残業を押しえるということで取り組んでいます。改善をしているところです。</p>
会長	<p>人権研修を受講する余裕がないほど残業が多いっていうことは改善していかないといけないと思いますね。</p>
委員	<p>18ページの総合センターのところでは、「所属として人権研修を実施した中での課題」や「次年度、どのように取り組んでいくのか」について、具体的にわかりやすく書いてある。しかし、他の部署では、「時間がない」というような課題が多く書いてあった。</p> <p>自分のところではどんな課題があるのか、その課題に対してどのように取り組んでいくのか、もう少し意識を高くもってほしいなと思いました。</p>
委員	<p>ここ何年か、この実績報告を見せていただいています。この実績報告から、分析したこととか、その分析に基づいて何か変えていくようなことを、どっかで話し合っているんでしょうか。毎年、各部署から課題が上がってきているけど、解決策については、それぞれの部署に任せてるんですね。しかし、毎年同じような課題があがってきているのであれば、それを集約して分析して、何か解決方法がないのか、そういうところがあつたらいいなと思いました。</p> <p>それから、人権課題もそれぞれの部署で違うと思いますが、例えば、今年度は、特に〇〇の人権課題、テーマについて取り組んでいこうみたいなものがあり、その方針に基づいて、それぞれの部署がそれぞれの業務に合わせて体系的に取り組んでいくことも必要ではないかと思います。</p>
会長	<p>はい、どうもありがとうございました。</p>
委員	<p>ひとつ質問です。この人権チェックっていうのは、各部署から出されたものをそのまま載せているの。</p>
事務局	<p>はい、そうです。</p>
委員	<p>人権推進多文化共生課がチェックしていないの。</p> <p>今日も各委員から意見や問題点が出されているが、出されたものをそのまま載せてたらそれでええわ、みたいになっているんちゃうの。</p>
事務局	<p>各部署から出してもらっているのを、そのまま報告していますが、市民課などは、確かになかなか執務時間中に人権研修に参加することができていない。特に正職員でない会計年度職員さんが時間外にするのはなかなか難しいようです。</p>
委員	<p>時間外が云々と言ってるんじゃないくて、先ほどから出されている課題や問題点について、ここでいろいろと話をすることも大事だけれども、実際は市職員の全ての人たちの人権感覚を向上させていくことが一番大切なことだと思う。そのためには、今出てきている報告書について、人権推進多文化共生課が先に見て、ここはちょっとおかしいんじゃないか、このところのやり方がおかしいんじゃないかというようなことを指導してあげるとかの対応は、できないのかと私は聞いているの。</p>
事務局	<p>例えば、その市民課の課長と私は話をしました。どういう形だったらもっと参加できるの</p>

	<p>かと。それで、昨年度から人権啓発映像ソフト試写会など、これまでは夜の部だけだったのを、夕方の部も、実施するようにしました。</p> <p>それで、時間外に参加出来ない職員は夕方の部に参加し、勤務時間中にどうしても仕事で都合のつかない人は、時間外の夜の部に参加できるようにしました。</p>
委員	<p>今のは、人権研修の参加体制のことをおっしゃってるんでしょう。私が聞いたのは、報告書の中味の話で、書かれていることについて、いろいろと指導していないのかということ。</p>
事務局	<p>そこまでは、なかなかできていません。</p>
会長	<p>いずれにせよ課題として、研修時間がなかなか取りにくいというのが、毎年毎年同じように上がってくるというのは、問題ですので、それらを克服するにはどうすればいいのか。これを変えていかないと研修が進まないわけですから。この課題を少し取りまとめ、どういったことがネックになっているのか明らかにして、それをなんとか克服していく、これが大事なことではないかと思います。</p> <p>ですから各課から上がってきた結果を、ただまとめて出すだけではなく、それらを現状を変えていくためのひとつの材料にさせていただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。</p>
会長	<p>では、次、49ページ以降の「人権チェック報告書」に関しまして、ご意見、いかがでしょうか。</p> <p>チェック項目の「エの該当なし」のところで、当然部署によっては全く該当しなくて、この評価しようがないという項目もあるんですが、ただ、例えば幼稚園、こども園のところを見ると、だいたいやっていることは同じはずなのに、「該当なし」を選択している箇所がバラバラになっている。また、東谷幼稚園の場合、2021年は該当なしが10だったのに、22年は5に変化しているのも何かおかしいので、もうこの「人権チェック」を配布するときに、あなたのところは何番と何番は該当しませんよって示してあげた方がいいんじゃないかと思います。じゃないと各所属が独自の解釈でやっていると、このようにバラバラになってしまいますので。この点は、ちょっと改善していただければと思います。</p>
会長	<p>はい。他にどうでしょうか。</p>
委員	<p>同じようなことなんですけど、毎年、このように集約してもらって、それぞれの部や課において、業務などがどう改善されていったのか、その時に記入した担当者が、評価して自分の心に刻んでいくんだと思うんですが。この結果により、何がどう変わっていったのか、本当難しいことだと思うんですよ。また、それらがいかに各部署で継承されていくのか、それも難しいなと思っています。もちろんこういうことは、やらないよりもやったほうがいいし、意識づけにもなるし、考える機会にもなるし、また、みんなでやっているっていうのが必要やなと思っています。それらが共有され、継承されて、職場の組織風土になっていくのが、大事なことだと思います。</p>
会長	<p>他にどうでしょう。時間の都合もありますので、次の審議事項の(3)に移りたいと思います。総合センターの運営について、説明よろしくをお願いします。</p>
事務局	<p>※審議事項の(3)総合センターの運営について、資料をもとに説明</p>
会長	<p>ただいまの報告に関しまして、委員の方々からご意見いただきたいと思います。いかがでしょうか。</p>

委員	<p>ちょっと悩んでることがあるんですよ。総合センターで、相談員として長い間人権の問題に関わっていただいていた先生が、今年の3月に退職という形になって、今は、月に2回しかこれないような状況になってしまった。そういう中で、最近、何か多文化共生という名前だけが先走っているような状況があるんですよ。その先生の後任も決まっていない。また人権推進多文化共生課に、けんけん広場の日本語教室の先生を1人お願いしてたんですが、3か月でもうやめちゃった。そういうような実態がありましてね、今後、どうなっていくのか心配なんです。名前の問題だけじゃなくて、総合センターの職員も、なかなか人権感覚が育っていない人が多くてね。あらゆる面ですごく心配しています。</p>
事務局	<p>今、委員が言われたとおり、現状としてはそういうことがあります。けんけん広場については、教育委員会から応援で職員が来てもらうよう対応させてもらっております。今まで、ベテランの職員が対応していた様々な事業で、けんけん広場であったり、人権の出前講座であったり、主に隣保館事業のメインの事業を担っていただいておりますので、後任の人にはそれらを引き継いでもらう予定でしたが、こういう事態に結果的になりました。今後何とかならざる事業が実施できるよう、いろいろと考えながら対応しているところです。</p>
委員	<p>しかし、今、けんけん広場もハテナ?になってきてますしね。やっぱりきちっと後任の人が決まってからチェンジしてもよかったのかなと思う。そういうようないい加減なことをしているのかなって。大切な部分がおろそかになってきてる気がする。せっかく積み上げてきたものが崩れてきているように私は思っているんです。何とかいい方法があればいいんですけどね。</p>
事務局	<p>それにつきましては、4月当初から後任の方を探しているんですが、なかなか人がいないという状況です。その中で教育委員会の指導主事の先生に、けんけん広場にスポット的にですが、お一人来ていただいています。引き続き、ご迷惑をおかけしてしまいますが、欠員の状態のないようにしていきたいと思っています。</p>
会長	<p>ちょっと事情がよくつかめませんが、後任の方が決まらないというのは問題ですので、その点は、いろいろと影響が出ないように、やっていただければと思います。</p> <p>はい、時間がないので、進めたいと思います。</p> <p>次の審議事項の(4)ですが、市民人権意識調査で、10年前にやりましたので、本来なら5年ごとぐらいにできればよかったんですが、ちょっと間があいてしまいました。</p> <p>それでは、85ページから前回の調査票をあげております。人権意識調査について事務局から説明をお願いします。</p>
事務局	<p>(4)「人権問題に関する市民意識調査」について、事務局説明</p>
会長	<p>9月ぐらいまでには調査票を確定して、11月に実施というスケジュールです。</p> <p>ここで、各委員からいろいろご意見いただきたいんですが、あまり時間をとることが出来ませんので、まずお気付きの点ございましたら、出していただければと思います。その上で期間を決めて、ご意見を事務局にお寄せいただくということで、調査票の内容を私と事務局で詰めていきたいと思っています。</p>
委員	<p>内容のことじゃなくて、前は、満20歳からで、今回は成年年齢が変わって18歳ということですが、いろんな市で年齢要件というのは結構差があると思うんですが、もっと若い年齢から統計をとってたりするところもあると思うんですが、川西市は基本的にはその成年年齢以降ということで、設定されてるんですか。</p>

事務局	はい。18歳以上です。
委員	この成年年齢以降ってというのは、特に理由があるんですか。
事務局	おとなは、いわゆる18歳ということに、なっていますので、今回18歳からということにしています。
委員	他市では、例えば、中学生や高校生ぐらいの年齢からとっているところもあるみたいなんですけど、川西市はこの成年年齢以降にしている理由が何かあるんですか。
事務局	小学、中学生のレベルでは別に、「子どもの権利条約にもとづく実感調査」というものをとっております。2年に一度なんですけど、意識調査はしております。
委員	そしたら、それもあわせて人権行政推進プランに盛り込むということですか。
事務局	今回の意識調査は、行政推進プラン改定の基礎資料としますが、実感調査の分は入ってきません。
委員	こういうアンケートをとる時は、もう少し若年層を無作為抽出の中に含めている自治体もあるようなのですが、川西市はそうではないけれども、それは実感調査を別に行っているから、ということですが、人権行政推進プランの中に、その実感調査が盛り込まれないという理解でいいですか。何か聞いてることと解答がかみ合っていない気もするんですけど。
委員	この意識調査の項目のことですが、基本的に前回のものをもとにするんですけど、10年前に初めてこの項目でとったんですか。
事務局	はい。そうです。
委員	それ以前はこの項目とは違っていたのか。
事務局	ガラッと違いますね。これは前回の平成25年にした分ですが、それ以前は、10年以上よりもっと期間があいています。
委員	10年もあるといろんなことが変わってくると思うけど、法律とかも。だから基礎になるのがこれで、これに対しての意見ということになるのかと思う。 例えば、ネット検索ぐらいですが、他市のものを何個か見てみると、ボリュームも違うし、対象年齢も違うし、視点も違っていたりする。そういうところをどう反映させたらいいのかわからない。大体、最近の行政は、こういう調査をして計画を作る時は、コンサルがやっているところが多いんですね。そうなってくるとそのコンサルが提案したものが、質問項目になってくると考えると、これが10年前のものを基に考えていくというのがどうなんかなと思いました。
委員	私もよく以前からこの件に関わってきているから思うんですけど、その間に新しい課題だとか法律とか条例ができたりするじゃないですか。そんなこともやっぱり入れたらいいなとも思いますね。いろいろと市民にお知らせする意味でも啓発の意味でもね。
会長	そうですね。この人権の意識調査というのは市民の人権意識の現状を把握するとともに、啓発という意味も合わせてありますので、それらを考えながら、調査項目を点検していきたいと思っています。川西市は、10年前なんですけど、兵庫県も県民意識調査を5年ごとにやっています。川西市もそれ以前は、県と大体同じような内容だったんですよ。あのよう

	<p>調査ははっきり言って良くないんですね。だから、前回の時に、本来の「市民の意識調査」に変えていった経緯があります。</p>
委員	<p>今までの同じ項目であるということで、10年前、20年前と比較する意味もあるので、調査項目に関しては、変えるべき項目と、継続的に置いておく項目を考えてるってことですね。</p>
会長	<p>当然、前回との比較ということも大きな意味を持つものもありますが、ただ、もう外してもいいような項目もあるんですね。例えば、問の11の「キ」で、「児童ポルノを制作することは児童虐待にあたる」とありますが、これなどはもうほとんどの人が「そう思う」と答えるので、こういった項目は外して、代わりに新しいものを入れたいと思います。</p> <p>それからもう一点、これも相談ですが、10年前の調査では、例えば、問の10で、答え方が、4件法といって、選択肢が4つなんですね。『そう思う』『どちらかといえばそう思う』『どちらかといえばそう思わない』『そう思わない』の4つから選ぶことを4件法といいます。他に、5件法というのもありまして、この四つに加えて、『どちらとも言えない』を加えるのがあるんです。考え方としては『どちらとも言えない』を入れると、項目によっては、『どちらとも言えない』が多く出る項目とあまり多く出ない項目があるんですね。『どちらとも言えない』が多いというのはどういうことかいうと、判断する材料が乏しい、知識、情報を十分持っていないので、『どちらとも言えない』に丸をする人が多くなることがあるんですね。例えば、コの『男どうし、女どうしの結婚も認めるべきだ』というのは、『そう思う』が多くなって、『どちらとも言えない』は少ないと思うんですが、エの『子どもが3歳ぐらいまでは、母親の手で育てるべきだ』については、『どちらとも言えない』がちょっと多くなるんですね。特に年齢が高くなると。この『どちらとも言えない』が多いと、啓発の課題が出てくると思うんですね。こういう項目に関しては、もっといろいろと情報提供したほうがいいというのが出てきます。そういう理由で、4件法よりも5件法のほうが適しているものも出てくるんですね。しかし、前回4件法であったものを、今回5件法にすると、「比較」がちょっと出来なくなるということもあるんですが、ただ5件法で『どちらとも言えない』の回答の多い少ないで啓発の課題として判断するのも重要なところだと思います。</p> <p>だから比較出来なくなることもあるんですが、5件法でやったほうがいいところは、5件法でやってはどうかと、提案なんですけど、それも考えていきたいと思います。特に部落問題関係になると『どちらとも言えない』が多くなるんですね。やはり情報が乏しいからだと思われる。</p>
委員	<p>その5件法となった時に、情報が乏しいという理由で、「どちらとも言えない」っていうのが増えるっていうのもあるだろうし、そうじゃないっていう理由もありますよね。</p>
会長	<p>はい。そうですね、それも当然あるんですね。判断しづらいついていうのか、すぐには決められないっていうような設問。でも割とはっきりと答える、例えば、部落問題で言うと、『結婚に対して相手が同和地区出身者かどうか身元調査をするのは人権侵害である』という設問の場合は、「どちらとも言えない」が少ないんです。わりと人権侵害だと答える人が多くなってきている。ところが、『同和地区の住民は優遇されている』と、なると、『どちらとも言えない』が多くなるんです。やっぱり情報だと思いますね。</p> <p>まあ、「よくわからない」ということで、『どちらとも言えない』に丸をするということもありますが、また、答えるのが面倒だということもありますけどね。</p> <p>もっと、いろんな情報に接していれば、違う判断をするかもわからないですね。</p>
委員	<p>すごい個人的な感想なんですけど。私、この頃アンケートに答えるのはネットで答える方が楽なんですけど、郵送だとちょっと面倒だなと思うところがあるんですね。遠い将来でいいんですけど、何かそういうこともできるんだったらいいなと思いました。</p>

会 長	インターネットでの回答というのもあるんですが、回収率で言うと、あまり変わらないんですね。高くなるわけでもないんです。要するに答えてくれる人は答えるけども、そもそも協力的でない人は、インターネットにしても、してくれないですね。
委 員	年代層などを考えたときに今の利便性を上げるということもあるかなと思って、ちょっと感想を述べただけなんですけど。
会 長	併用っていうのも、実施する市、町はかなり増えてきています。ただ回収率が、ぐーっと上がるかっていうとそうでもないのが実態のようですね。
事務局	この調査票について、もしこの審議会後に、ご意見がありましたら、2週間後の7月26日水曜日までに、事務局のほうにいただければと思います。
会 長	はい、ありがとうございます。2週間ですね、その間にもしお気づきの点、あるいはこういった項目を入れてはどうかというご提案がありましたら、事務局のほうにお寄せください。それを踏まえて私と事務局の方で詰めて、案を作りたいと思います。 それでよろしいでしょうか。
	了承
会 長	それでは、次の審議事項の「総合センターのあり方について」、事務局より説明よろしくお願いたします。
事務局	事務局より資料をもとに説明
会 長	これにつきまして、ご質問ご意見ございましたらどうぞお出してください。
委 員	いいですか。そんなことは絶対にはないとは思んですけど、指定管理について、尼崎市の参考に云々という報告がありましたが、川西市として、ここの総合センターについて、何か乗っかろうと思っているんかどうか、どうなんです。
事務局	川西市としては、指定管理につきましては、補助金の関係や、これまでの歴史的なデータを見まして、この事業が民間のほうでできるかどうかについて、まだ情報も持ち合わせていないということもありますので、指定管理については、難しいんじゃないかなと思っています。
委 員	いや、阪神間でも指定管理してる所少ないですよ。今、話を聞いていると、ちょっとそんなニュアンスで、聞こえる部分があったんで、市としてそのような考えを持っておられるのかなと。それは大反対です。
事務局	今の時点で、総合センターを指定管理者制度を導入していくというのは今のところは考えておりません。
会 長	はい。他にどうでしょうか。兵庫県は83館あって、隣保館が多い県です。他県なんか見ていると、もう隣保館はやめて、もう地元で面倒見てくれという感じのところが多く目立ってきていますが、兵庫県はちょっと違う。たまたまただけなんですかね。
事務局	難しいですね。

会 長	割と兵庫県は隣保館は多いっていうので、他の県の方からもよく言われるんですが。
委 員	やっぱり、組織があって、活動してるところが多いからみたいなことがあるからでしょうね。
事務局	『総合センターのあり方について』の話の中で、部分的にどこかに委託をすとか、そういうことを言ったら、なかなか難しいんじゃないかということでした。しかし、専門家が少ないということで、専門家のニーズの部分だけでも委託すとか、そういったことについて検討の余地があるのかなのか、他でもやってるところがあるのかなのか、私も判断出来ないんですが。
委 員	～教育関係の指導主事の配置についての重要性についての意見を述べる～
事務局	教育委員会として指導主事の配置の困難性があるように聞いている。担当部局としても、そういったことも研究していかなければと思っている。
会 長	他にどうでしょうか。
委 員	これは今後、どのように進めていくんでしょうか。
会 長	県内の隣保館の現状について、今回、取りまとめていただいたので、この総合センターのあり方を検討するうえでの基礎資料になるかと思えますので、これを踏まえて、今後どうしていくのかということを議論していただくということになっていくんですが。
委 員	よろしいですか。ここ総合センターは、基本的には、人権啓発と人権問題の拠点施設という大事な施設だと思えますので、今までの歩みを無駄にしないような形で発展的にどう続けていけるかということを中心に考えていくべきかと思えます。今の課題を洗い出していくのはとても大切だと思うので、その課題をどういう形で克服して次の世代につなげていくのかを、考えていかないといけないと思えます。運営形態のことに関しては、今日の資料をまたしっかり読ませていただいて考えたいと思えます。
会 長	この議題につきましては、特に期限があるわけではないんですが、だらだらやったらいいということにも当然なりませんので、今日いただいた資料をもとにですね、さらに議論していきたいと思えます。 他にないようでしたら、これで審議を終えたいと思えます。よろしいでしょうか。 それでは進行を事務局にお返しします。
事務局	どうもありがとうございました。今日いただきましたご意見につきましては、今後のプランなどに活かさせていただきたいと思えます。 総合センターの今後のあり方につきましては、総合センターが人権の啓発・教育の拠点であるということには変わりのないところではあります。ただ同時に、もう少し多くの人に利用していただきたいということで、引き続き皆様にご意見をいただきたいと思っております。
事務局	《今後の審議会の大きな日程について説明》 それでは以上をもちまして本日の審議会を終了させていただきます。ありがとうございました。 《閉会》